

## 令和3年第5回堺市教育委員会議事録

|              |   |
|--------------|---|
| 開催日          | 令和3年4月13日(火)  |
| 場所           | 本館3階大会議室3   |
| 会議種類         | 定例会   |
| 議案・報告        | 報告第4号 堺市教育委員会事務局等事務分掌規則の一部改正について<br>報告第5号 堺市教育委員会公印規則の一部改正について<br>報告第6号 堺市教育委員会指定管理者候補者選定委員会規則の一部改正について<br>報告第7号 堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について<br>報告第8号 堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇に関する規則の一部改正について<br>報告第9号 堺市学校職員安全衛生管理規則及び堺市学校職員健康審査会規則の一部改正について   |
| 教育長          | 日渡円教育長  |
| 出席委員         | 河盛幹雄委員 大島幸恵委員 宮本功委員<br>鈴木真由子委員 新谷奈津子委員  |
| 事務局出席者       | 山寄久樹教育次長 松下廣伸教育監 橘健一理事<br>中山真裕美総務部長 長山秀基教職員人事部長<br>橋本宏司教委総務課長 樋口信征教職員企画課長<br>永木里恵教育政策課長 至田義朋教育政策課長補佐<br>古賀祐喜教育政策課企画係副主査   |
| 署名委員         | 宮本功委員、鈴木真由子委員   |
| 開会宣言         | 午後2時  |
| 日渡円教育長       | <p>これより、令和3年第5回教育委員会を開会します。<br/>今年度より新たに教育長に就任しました、日渡円でございます。<br/>どうぞよろしくお願ひします。</p> <p>令和3年第5回教育委員会の開会に先立ちまして、教育長の就任に伴い、教育長の職務代理者の指名をさせていただきます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき、令和3年4月1日付けで引き続き、河盛幹雄委員を教育長職務代理者に指名しました。<br/>これより、令和3年第5回教育委員会を開催します。<br/>今期は定例会であります。<br/>この際、傍聴の申し出がありますので、会議規則第15条の規定により、教育長において傍聴を許可します。<br/>次に、教育政策課課長補佐から、諸般の報告をします。</p> |
| 至田義朋教育政策課長補佐 | <p>報告します。<br/>本日の会議には、教育長及び全ての委員が出席されています。<br/>また、事務局におきましては、案件に係る理事者、全員が出席しています。</p>   |
| 日渡円教育長       | <p>これより、本日の会議を開きます。<br/>今期定例会の会期は、本日の1日とします。<br/>本日の議事録署名委員は、会議規則第17条第3項の規定によりまして、教育長において、宮本委員、鈴木委員を指名します。<br/>お諮りします。<br/>さきにお配りしました、令和3年第4回教育委員会議事録を承認することにご異議ございませんか。<br/>ご異議なしと認めます。よって、議事録は承認されました。</p>  |

|                            |  |
|----------------------------|--|
| (日程第1 報告第4号から報告第7号は一括審議)   |  |
| <b>【案 件】</b>               | <p>日程第1 「報告第4号 堺市教育委員会事務局等事務分掌規則の一部改正について」</p> <p>日程第1 「報告第5号 堺市教育委員会公印規則の一部改正について」</p> <p>日程第1 「報告第6号 堺市教育委員会指定管理者候補者選定委員会規則の一部改正について」</p> <p>日程第1 「報告第7号 堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について」</p>  |
| 日渡円教育長                     | <p>これより、日程に入ります。</p> <p>日程については、通知書のとおりとします。</p> <p>日程第1「報告第4号 堺市教育委員会事務局等事務分掌規則の一部改正について」から「報告第7号 堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について」までの計4件を、一括して審議することに、ご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>それでは、日程第1 報告第4号から報告第7号の計4件を一括して議題とします。</p> <p>提案理由の説明をします。</p>   |
| <b>【説 明】</b><br>橋本宏司教委総務課長 | <p>報告第4号から報告第7号につきましては、教育委員会の議決事項ではありますが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定により、報告第4号及び報告第6号は令和3年3月29日に、報告第5号及び報告第7号は令和3年3月31日に、教育長においてそれぞれ臨時に代理しましたので、報告するものでございます。</p> <p>まず、報告第4号 堺市教育委員会事務局等事務分掌規則の一部改正について、ご説明いたします。</p> <p>本件は、教育委員会事務局の組織改正等に伴い、所要の改正を行うものでございます。</p> <p>改正の趣旨及び内容につきましては、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 点め、ICTを活用した学校環境の整備を推進するため、教育センターに学校ICT化推進室を新設し、企画情報課を企画相談課に改称するもの、</li> <li>2 点め、全員喫食制の中学校給食の実施に向けた取組を推進するため、学校給食改革室を中学校給食準備室に改称するもの、</li> <li>3 点め、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策をはじめ、学校の保健と給食を取り巻く危機事象に注力して対応するため、学校管理部保健給食課の学校保健に関する事務を学校教育部学校総務課に移管し、保健給食課を学校給食課に改称するもの、</li> <li>4 点め、学校経理や財産管理などの管理と、学校施設の修繕などの整備に関する事務を効率的に実施するため、学校教育部学校総務課から学校経理に関する事務を学校管理部に移管のうえ、学校管理課を新設し、施設課を学校施設課に改称するもの、</li> <li>5 点め、図書館カウンター堺東の設置のため、中央図書館総務課図書館サービス係の分掌事務に図書館カウンター堺東に関する事務を加えるものでございます。</li> </ol> <p>最後に、規定の整備を行うものでございます。</p> <p>施行期日は令和3年4月1日でございます。</p> <p>続きまして、報告第5号 堺市教育委員会公印規則の一部改正について、ご説明いたします。</p> <p>本件は、堺市教育委員会事務局等事務分掌規則の一部改正により、企画情報課が企画相談課に改称されること、及び、堺市事務分掌規則の一部改正により、南区役所企画総務課から同区政企画室に就学事務に関する事務が移管されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。</p> <p>改正の内容につきましては、堺市教育センター所長印の管理責任者を、企画情報課長から企画相談課長とするもの、</p> |

|                          |  |
|--------------------------|--|
|                          | <p>及び、就学事務専用堺市教育長印の管理責任者を、南区役所のみ、企画総務課長から区政企画室長とするものでございます。</p> <p>施行期日は、令和3年4月1日でございます。</p> <p>続きまして、報告第6号 堺市教育委員会指定管理者候補者選定委員会規則の一部改正について、ご説明いたします。</p> <p>本件は、指定管理者選定過程のさらなる公平性及び透明性の確保を図るため、堺市教育委員会指定管理者候補者選定委員会の委員の構成について見直すこととし、所要の改正等を行うものでございます。</p> <p>改正の内容につきましては、</p> <p>1 点め、堺市教育委員会指定管理者候補者選定委員会の委員構成の規定を削除し、外部委員のみで構成できるようにするもの、</p> <p>2 点め、委員長の選任方法を互選に改めるもの、</p> <p>3 点め、規定の明確化を図るものでございます。</p> <p>施行期日は、令和3年4月1日でございます。</p> <p>続きまして、報告第7号 堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について、ご説明いたします。</p> <p>本件は、堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正を踏まえ、教育委員会が任命する会計年度任用職員の期末手当の規定について、市の他の会計年度任用職員との均衡を図るため、所要の改正等を行うものでございます。</p> <p>改正の内容につきましては、</p> <p>1 点め、会計年度任用職員の期末手当について、令和3年6月以降に支給するものの支給割合を100分の130から100分の127.5に引き下げるもの、</p> <p>2 点め、堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 附則第2項に規定する継続職員の期末手当について、令和7年3月31日までの間、支給割合を100分の130とする経過措置を定めるもの、</p> <p>3 点め、規定の整備を行うものでございます。</p> <p>施行期日は、令和3年4月1日でございます。</p> |
| 日渡円教育長                   | <p>ただいま説明が終わりました。</p> <p>本件について、ご意見、ご質問はありませんか。</p>  |
| 鈴木真由子委員                  | <p>ご説明では、堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例附則第2項に規定する継続職員の期末手当について、令和7年3月31日までの間、支給割合を100分の130とするとのことですが、令和7年度以降は、経過措置が無くなるということでしょうか。</p>  |
| 橋本宏司教委総務課長               | <p>はい。そのとおりです。</p>   |
| 日渡円教育長                   | <p>ほかにご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>ご意見・ご質問なしと認めます。</p> <p>これより本件を採決します。</p> <p>本件については、それぞれ原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり承認されました。</p>  |
| <b>【採 決】</b>             | 承認   |
| (日程第2 報告第8号から報告第9号は一括審議) |  |
| <b>【案 件】</b>             | <p>日程第2 「報告第8号 堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇に関する規則の一部改正について」</p> <p>日程第2 「報告第9号 堺市学校職員安全衛生管理規則及び堺市学校職員健康審査会規則の一部改正について」</p>   |
| 日渡円教育長                   | <p>次に、日程第2「報告第8号 堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇に関する規則の一部改正について」から「報告第9号 堺市学校職員安全衛生管理規則及び堺市学校職員健康審査会規則の一部改正について」までの計2件を、</p>  |

|             |  |
|-------------|--|
|             | <p>一括して審議することに、ご異議ありませんか。<br/>ご異議なしと認めます。<br/>それでは、日程第2 報告第8号及び報告第9号を一括して議題とします。<br/>提案理由の説明をします。</p>  |
| 樋口信征教職員企画課長 | <p>報告第8号及び報告第9号は、教育委員会の議決事項であります。教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定により、令和3年3月31日に教育長において臨時に代理したので報告するものです。</p> <p>まず、報告第8号 堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について説明します。</p> <p>本件は、堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正において、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の心身の故障による長期の休養の在り方を見直し、当該職員の有給の病気休暇の取得日数を90日に延長したことに伴い、所要の改正を行うものであります。</p> <p>改正の内容としては、会計年度任用職員の病気休暇について、有給で30日を上限に取得できるとしていたものを、常勤の職員と同じく有給で90日を上限に取得できることとしたことに伴う規定の整備を行うものであります。</p> <p>また、その他の規定の整備をあわせて行うものであります。</p> <p>本規則は、令和3年4月1日から施行するものであります。報告第8号は以上です。</p> <p>続いて、報告第9号 堺市学校職員安全衛生管理規則及び堺市学校職員健康審査会規則の一部改正について説明します。</p> <p>本件は、堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正による地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に係る病気休暇制度の改正を踏まえ、堺市学校職員健康審査会の審査の対象となる職員の範囲を見直すこととし、所要の改正を行うものであります。</p> <p>その内容としては、会計年度任用職員の心身の故障による長期の休養の在り方を見直し、病気休暇の取得日数を90日に延長したことに伴い、当該職員を堺市学校職員健康審査会の審査対象から除く改正を行うものであります。</p> <p>また、その他規定の整備をあわせて行うものであります。</p> <p>本規則は、令和3年4月1日から施行するものであります。</p> |
| 日渡円教育長      | <p>ただいま説明が終わりました。<br/>本件について、ご意見、ご質問はありませんか。</p>   |
| 鈴木真由子委員     | <p>ご説明では、病気休職制度の対象から外れることによって、改正が改善の方向に進まないような印象を受けましたので、詳細のご説明をお願いします。</p>  |
| 樋口信征教職員企画課長 | <p>今回の改正内容ですが、そもそも会計年度任用職員の長期の療養につきましては、歴日30日の病気休暇を取得したうえで、休職という流れを想定して、制度設計をしていました。地方公務員法により、会計年度任用職員につきましては、必ず毎年度1ヶ月の条件付採用期間を設けないといけなければならないとなっています。会計年度を跨いで再度任用される会計年度任用職員が病気になった場合ですが、年度の当初1ヶ月間の条件付き採用期間中には、病気休職の発令が地方公務員法上できないということになってしまいます。この点につきまして、条例改正によって、会計年度任用職員の長期療養につきましては、病気休職を用いず、病気休暇90日を用いて対応することとしたものでございます。</p>   |
| 日渡円教育長      | <p>ただいま説明が終わりました。<br/>本件について、ほかにご意見、ご質問はありませんか。<br/>本件については、それぞれ原案のとおり承認することにご異議ありませんか。<br/>ご異議なしと認めます。<br/>よって、本件は原案のとおり承認されました。</p>  |

|         |   |
|---------|---|
| 【採 決】   | 承認  |
| 閉 会 宣 言 | 午後 2 時 16 分   |
| 日渡田教育長  | 以上で今期定例会に付議されました案件は、全て議了しました。<br>これをもって、令和 3 年第 5 回教育委員会を閉会します。 |